

■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成
作成日： 2025年1月15日
管理コード： OK826-1-202501

<1. 発行者情報>

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| (1) 発行者の名称: | シティグループ・インク
Citigroup Inc. |
| (2) 発行者の本店所在地: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | デラウェア州法、株式会社、1988年 |
| (4) 決算期: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (5) 事業の内容: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (6) 経理の概要: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項: | 該当なし |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.citigroup.com/global>

<2. 証券情報>

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 有価証券の種類及び名称: | シティグループ・インク発行 2035年6月11日満期 5.449% 米ドル建無担保社債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、非上場 |
| (3) 発行日: | 2024年6月11日 |
| (4) 発行額: | 25億米ドル (2024年6月現在) |
| (5) 利率及び利払金の決定方法: | ① 固定金利期間:2024年6月11日から2034年6月11日まで
年率5.449%(30/360,unadjusted)
② 変動金利期間:2034年6月11日以降
SOFRレート+1.447%(ACT/360,unadjusted,後決め) |
| (6) 利払日: | ①固定金利期間:初回2024年12月11日、以降毎年6月、12月の11日(年2回)
②変動金利期間:初回2034年9月11日、12月11日、2035年3月11日、6月11日
※各利息計算期間最終日の2営業日後に利払される。 |
| (7) 償還期限: | 2035年6月11日 |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で満期償還。
また、以下の場合、発行者は本債券を期限前償還させることができる。
(i)2024年12月11日から2034年6月11日まで
ただし、本債券が当初発行日以降に追加発行された場合、当該追加発行分についての上記期間の開始日は追加発行日の6か月後の日となる。
以下(a)(b)のいずれか大きい方の金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で本債券の全額または一部を期限前償還させることができる。
(a)額面金額の100%
(b)当該期限前償還日に支払われる経過利息を除いた2034年6月11日までの元利金の合計を、同年限の米国債利回り+0.20%で現在価値に割り引いた金額
(ii)2034年6月11日
本債券の全額(一部は不可)を額面金額の100%に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。
(iii)2035年5月11日以降
いつでも、本債券の全額または一部を額面金額の100%に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。

また、税務事由が発生した場合、本債券の全額(一部は不可)を額面金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還させることができる。 |

- | | |
|-----------------------|---|
| (9) 受託会社又は預託機関: | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム |
| (10) 担保又は保証に関する事項: | 無担保、無保証 |
| (11) 他の債務との弁済順位の関係: | 本債券は、発行者の無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。また、発行者の子会社の債務に構造的に劣後する。なお、ドッド・フランク法に基づく整然清算権限を連邦預金保険公社等が行使する場合は、本債券の債権者としての権利が制約され、結果として予想外の損失を被る可能性がある。 |
| (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: | ニューヨーク州法 |

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。